

小学生（中学年）対象 活用手引書



- 発行: 佐賀県 平成24年3月
- 製作: 佐賀県立男女共同参画センター
- 企画・協力: 男女共同参画啓発用資材作成委員会

問い合わせ先: 佐賀県立男女共同参画センター
〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-11
TEL 0952-26-0011
FAX 0952-25-5591
E-mail danjo@avance.or.jp

みんながってみんないい(表紙)

【ねらい】

- ①人は皆、一人一人違いがあり、それは大切な個性であることに気づく。
- ②人は皆、自分を大切にし、大切にされる存在であることに気づく。



学習活動例

1. 表紙に登場している子どもたちは、どんな特徴があるか考える。
2. それぞれのもつ特徴に優劣はないことに気づく。
3. 自分の特徴(個性)を考え発表したり、友達の発表を聞いたりする。
4. 自分も友達も、みんな好きになったら楽しいことに気づく。

指導上の留意点

- 8人の子どもたちに名前をつけたりしながら、その子たちの特徴をみんなで考えさせたい。

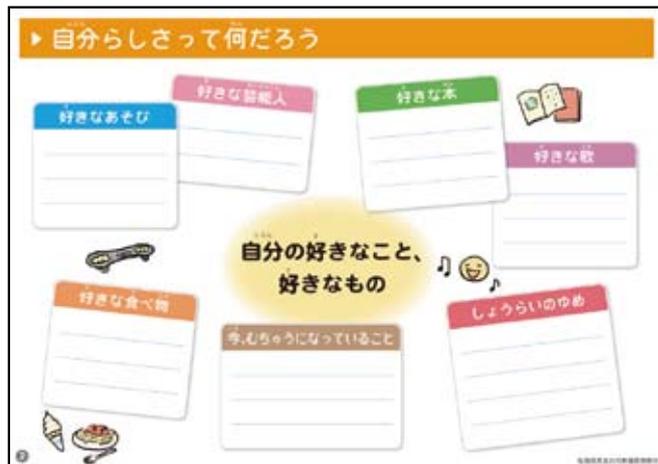
(例) ・めがねをかけている。
・顔の色が白い。
・ほくろがある。
・髪の毛の色が金色。

など
- 「どの子がよくて、どの子がいけない」ということがあるか問いながら、みんな素敵な存在であることに気づかせる。またそれぞれの特徴を「個性」ということを教える。
- 身体の特徴だけではなく、好きなこと・嫌いなこと・大切にしている事(物)・性格など、いろんな視点で自分を見つめてみることをアドバイスする。
- 友達への質問タイムなども入れながら、お互いの存在に関心をもたせ、楽しい時間とする。
- 自分のことを友達に伝える喜びと、友達のことを知る楽しさを感じさせたい。また、自分のことを話しても友達が楽しく聞くことで自己肯定感を育てたい。

自分らしさって何だろう(P2)

【ねらい】

自分の好きなこと、好きなものを見つめることにより、自分が自分であって大丈夫という自己肯定感を膨らませることの大切さを知る。



学習活動例

1. 今の自分について、自分の好きなこと、好きなものについて7つの枠の中に書く。
 - 好きな遊び
 - 好きな芸能人
 - 好きな本
 - 好きな歌
 - 好きな食べ物
 - 今、夢中になっていること
 - 将来の夢
2. 隣のお友達と「二人でタイム」をしてお互いの好きなことを発表し合う。

指導上の留意点

- 自分についてなかなか書けない子には その子どもの興味・関心を引き出せるようにヒントを与える。
例えば、
 - 最近、誰と何をして遊んでいるの？
 - 昨日見たテレビは何？
 - 大きくなったら、何になりたい？
- どの項目からでも書いてよいことを知らせる。
- 隣の席に座っているお友達のことについて好きなこと、好きなものを知ることによって、より友達に対する関心を高めたい。

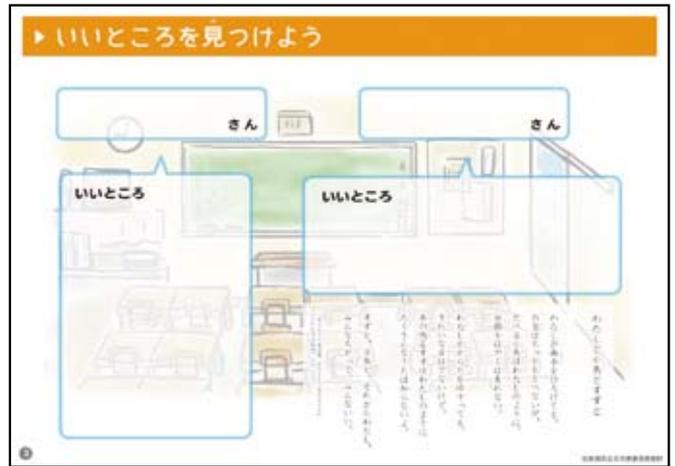
【解説】

自分を見つめ、自分の好きなこと、好きなものを書きだすことによって自己を肯定的にとらえ、自己実現への意欲を高めることができるようにしたい。

いいところを見つけよう(P3)

【ねらい】

友達の良いところを見つけることにより、友達の良さを感じてもっと仲良くなろうとする意欲をもつ。



学習活動例

1. 友達の良いところを見つけてワークシートに書く。
2. お互いの良いところを発表し合う。
3. 「わたしと小鳥とすずと」(作:金子みすゞ)の詩を読む。

指導上の留意点

- 2人分の記述をするところがあるが、1人は自分の友達でもよいが、もう1人は隣の席の友達のことを書くようにさせる。
- 隣の席の友達に自分が見つけたいいいところを言うようにさせる。
- このページをたくさん用意し、学級全体のいいところ見つけの時間として使うこともできる。(学級活動や道徳の時間等)
- この教材のタイトルになっている「みんなちがってみんないい」の意味を詩の全文より考えさせたい。

【解説】

友達が自分にとって心の大きな支えになっていることに気づき、友達の大切さを学び、自分もよりよい友達でありたいと思うようになってほしい。

また、友達と自分との違いに気づき、それを認めることの大切さについても考えさせたい。

自分らしさをいかそう(P4)

【ねらい】

自分の好きなことを見つめ直すことにより、自分について振り返ることができる。

▶ 自分らしさをいかそう

「自分」はこれが好き！

- ・読書をするのが好き はい・いいえ 
- ・体を動かすことが好き はい・いいえ 
- ・パソコンやゲームが好き はい・いいえ 
- ・車やバイクなどの乗り物が好き はい・いいえ 
- ・料理するのが好き はい・いいえ 
- ・一人で遊ぶのが好き はい・いいえ 

「女の子だから・男の子だからこうしないといけない」と思ったり、「女のくせに・男のくせに」などと友だちに言ってしまうことはないですか？
だいじなのは、ルールを守りながら「自分らしさ」をいかしていくことです。

学習活動例

1. 6つの項目について はい・いいえ に○をつける。
2. 男女の区別なく好きなことがあっていいことに気づく。

指導上の留意点

- なかなか書けない子、はい・いいえ が決まらない子どもには、ヒントや助言をする。
例えば、
・人と話すのが好き
…学校や家で友達や家族の人とどんな話をするのだろう？
・体を動かすことが好き
…体育の時間や外で遊ぶことに置きかえ話をする。
- はい・いいえのどちらにも答えきれない子どもに対しては、配慮をする。

【解説】

「女の子だから、男の子だからこうしないといけない」と思ったり、「女のくせに、男のくせに」などという考えをもつことは、自分らしさを活かすということにはならないことがわかる。

“はい”と答えることも“いいえ”と答えることもどちらも大事であること、“いいえ”を尊重することの大切さも配慮してほしい。

みんないっしょに(P5)

【ねらい】

学校生活の中で、給食当番など役割分担をする場合、性別に関わりなく、誰もが協力して仕事をしていることに気づき、その大切さを確認する。



学習活動例

1. 給食時間の役割分担を考える
・もし当番をしなかったらどうなるかを考える。
2. 学級会では、どのように物事が決まっていくかを考える。
・みんなが対等に自由に意見を出し合っているかを考え、どうすればそうできるかを考える。
3. 男の子の遊び、女の子の遊びがあるかどうかを考える。

指導上の留意点

- 役割の分担が性別によってされているのではないことに気づかせる。
- 分担された仕事を責任もってすることの大切さを確認する。
- 役割の分担を性別で決めていないことに気づかせる。
- 対等な意見の交流があって学級の意見や決まりが決まっていくことを確認する。
- 遊びは自由であり、性別に関わりなくそれぞれの好きなこと、興味がある事をしている様子に気づく。

家族みんなで(P6)

【ねらい】

家庭生活の中で、家事育児などの負担が偏りがちであることに気づき、家族の中で協力して仕事を分担することの大切さを知る。



学習活動例

1. イラストの中の人物が誰かを考える。
2. あなたの家では誰のお仕事？
 - ① 掃除を主にしている人
 - ・ 居間や台所・玄関
 - ・ 風呂やトイレ・庭
 - ② 洗濯を主にしている人
 - ・ 洗濯機をまわす
 - ・ 洗濯物を干す
 - ・ 洗濯物を取り込む
 - ・ 洗濯物をたたむ
 - ・ たたんだ洗濯物をしまう
 - ③ 小さい子のお世話
 - わたしのお世話
 - ④ 食事の準備
 - ・ 買い物
 - ・ 料理
 - ・ 後片付け
3. 友達の家と比べて気づいたことを発表する。
4. 自分ができる事を考える。

指導上の留意点

- 性別による役割分担への思い込みがあることに気づかせる。
- 家の中の仕事について、「家庭の中の仕事は女の人が主にやっている」事に気づくよう働きかけ、その理由について考えさせる。
- 家族形態の多様化や児童一人一人の家庭環境等に十分配慮して指導を行う。
- 性別に関わりなく家族一人一人が協力して、家の仕事を分担することの大切さを考えさせていく。
- 友達の意見を聞き、自分もやってみようという意欲につなげる。

なんにでもなれるよ(P7)

【ねらい】

性別にとらわれず、自分のやりたいことや興味のあることを大切にしたい、目標をもって成長する意欲をもつ。



学習活動例

1. イラストのサッカー選手の性別を考える。
また、なぜそう思ったのかを考える。
2. イラストのパティシエの性別を考える。
また、なぜそう思ったのかを考える。
3. イラストの保育士の性別を考える。
また、なぜそう思ったのかを考える。
4. イラストの政治家の性別を考える。
また、なぜそう思ったのかを考える。
5. 性別にとらわれていることに気づくとともに、性別にとらわれることなく、一人一人が個性と能力を発揮して自己実現を図ることの大切さを知る。

指導上の留意点

- 児童の中の固定観念に気づかせる。

【参考】

～パン・洋生菓子製造工～

男性59% (7236人)女性41% (5133人)

～保育士～

男性5% (1500人)女性95% (29932人)

以上、厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査」より

～国会議員～

男性86% (624人)女性14% (98人)

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ(平成23年)より

- 「男女共同参画社会基本法」(★)(1999年制定)により性別に関わりなく、あらゆる分野へ自分の能力を発揮する機会が等しく保障されていることをわかりやすく伝える。

★巻末用語集参照

プライベートゾーン(P8)

【ねらい】

- ①毎日を健康に過ごすためには、体を清潔に保つことが必要であることを理解する。
- ②「プライベートゾーン」について知り、自分の体を大切にするために清潔に保つことと同時に「性的自己決定権」(★)について理解する。

★巻末用語集参照



学習活動例

1. 汚れたシャツや手、写真等を見て、気づいたことを発表する。
2. 汗のついたシャツや汚れた手をそのままにしておくとうなるか考える。
3. 体の中で、どんなところが汚れやすいか発表し合う。
4. お風呂で体を洗う時に気をつけることや、清潔でいるために必要なことを考え、話し合う。
5. ・教材を見て思ったことを発表する。
・特に大切にしなければならないものとしての「プライベートゾーン」について知る。
・「いやだ」「やめて」と言うことが自分を大切にすることもであると理解する。

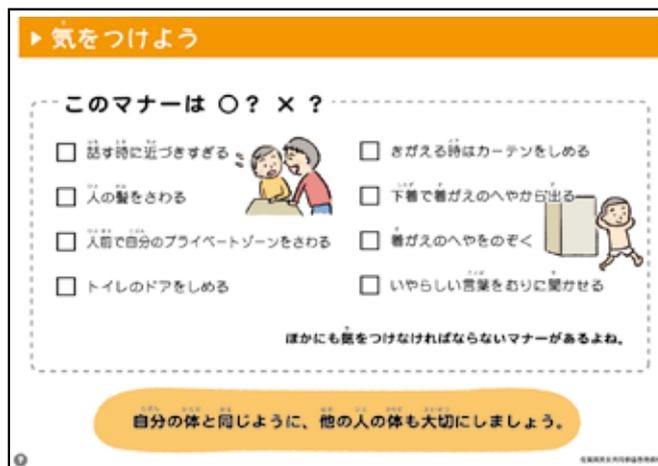
指導上の留意点

- 気づいたことを自由に発表させ、学習への興味を喚起させる。
- 不潔にしたままでいると、いろいろなよくないことがあることを、発表をもとに理解させる。
- よく汗をかくところや見えにくいところに汚れが残っていることに気づかせる。
- お風呂で洗う時に汗で服が湿る部分や耳の後ろなど見えにくいところに気をつけなければならないことに気づかせる。
- ハンカチを携帯したり、下着を毎日取り替えたりして清潔にしておくことが必要なことをおさえる。
- 自分の体を清潔に保ち大切にすること、また、そのために心がけることを実践しようとする意欲を高める。
- 下着に隠されているところや口・胸などは、プライベートゾーンであり、とても大切なところであることを伝える。この時、性器が次のいのちが生まれるためにとても大切であることにもふれる。
- 教材の図を活用したり、生活場面を想起させたりしながら、プライベートゾーンをわざと見せることは自分の体を大切にしていない行為であることや、「見せて」といわれた時にはっきり「いやだ」と断ることを確認する。

気をつけよう(P9)

【ねらい】

- ①年齢に伴って身体が変化することを理解し、その変化には個人差があることを知る。
- ②場合や相手に応じた「人との適切な距離の取り方」があることを理解し、マナーを守る大切さを知る。



学習活動例

1. 身体の変化(発達)について自分の身長・体重をもとに気づく。
2. 自分の身長の変化と友達の身長の変化には違いがあることに気づく。
3. どのような成長の様子も肯定的に受け止め、よりよく発育・発達するには、どうすればよいかをこれから学んでいくことに意欲をもつ。
4. 日常生活を振り返り、幼児期には気にならなかったことでも少しずつ周りの人の言動で気になることがあることを気づく。
5. 今日の学習を振り返って、わかったことや思ったことを発表する。

指導上の留意点

- 入学時からの身長や体重の変化から、自分や友達が成長していることに気づかせる。
- 早く伸びた、徐々に伸びた、このごろ急に伸びたなどの例を挙げ、個人差があることを確認する。
- 身長・体重・発育の仕方には個人差があり、心もそれに伴って変化すること、一人一人がよりよく成長するためにこれから学習を深め、人との関わり方も学んでいくことを知らせる。
- 教材のワークシートをつかって、一人一人のマナーを振り返らせ、体が成長するのに伴って守るべきマナーがあることを確認する。
- マナーとは人との適切な距離の取り方や対応であることへの理解を高める。
- 成長には個人差があること、一人一人がよりよく成長するために守るべきマナーがあり、それを実践しようとする意欲を高める。

※体育科の保健領域「身体の発育・発達」の学習で取り扱うとよい。

みんなで決めよう(P10)

【ねらい】

- ①集団の一員としてよりよい学級生活をつくるために、自分の意見や考えをもつことの大切さ、それを「発言」することの重要性を理解する。
- ②自分と異なる意見・考えについて否定するのではなく、発言及び発言者を尊重し、発言の機会を保障し、違いを受け入れ、一致点を見いだす努力が大切であることを理解し、「みんなで決める」意義を知る。



指導上の留意点

- 自分も友達も肯定的にとらえた発言に目を向ける。
- 「女の子だから・・・、男の子だから・・・」というような概念で物事をとらえると自分らしさを生かせない友達もいることに気づかせる。
- 発言をためらったり、苦手とする子どもの発言を促し、意思を表せるような手立てをとる。
- 異なった意見・考えを尊重し、違いを受け入れる大切さに気づかせる。
- 物事を決めるための話し合いでは、異なる意見・考え方をもつ双方が互いに歩み寄り、一致点を見いだす努力が重要であることを知る。
- 一人一人がそれぞれの力をできるだけ出し合い、補い合うとよりよい集団になることを確認する。
- 性別にとらわれることなく、一人一人があらゆる分野で興味や希望にあった将来の夢をもつことを促す。

※ 1 単位時間でなく、学級活動の議題決めや、帰りの会での問題解決時の取り組みの中で取り扱うとよい。

●アンペイドワーク

無償労働。賃金、報酬が支払われない労働や活動のこと。具体的には、主に女性が担っている家庭内での家事・育児・介護、農林水産業・商工自営業の家族労働など。

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

●女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的な力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいう。第4回世界女性会議の北京宣言および行動要領では、この「女性のエンパワーメント」が真の男女平等を達成する上で不可欠なキーワードであることが示されている。

●クオータ制

議会や審議会など公的機関や政党などで、構成する人員の性別が一方に偏らないように、一定の枠を割り当てる制度のこと。北欧諸国を中心に広がり、ノルウェーのクオータ制では、すべての審議会・委員会・評議会でも一方の性が40%以下となつてはならないと定めている。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●ジェンダー (gender)

人間は生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー /gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●ジェンダー・イクオリティ (gender equality)

両性の社会的平等。性別役割を超え、両性間にある不均衡な力関係の解消された状態。

●ジェンダー・バイアス (gender bias)

後天的につくられた社会的性差（男らしさ・女らしさ）などによってうまれる認知の歪み、決めつけ、思いこみなど。また、性による区別や男女の非対称的な扱い。

●性的自己決定権

女性の人権として提起されてきた重要な概念であり、性的自由の基礎となる概念。人は誰でも人間として尊重される権利を持ち、誰からも性的行為を強要されてはならない。女性の「NO」は「NO」であり、性的行動を自分で決める権利をもつ。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要など、様々な態様のものが含まれる。セクハラが発生した場合、そのセクハラのために勤務環境が害されたり、被害職員が職場において不利益を受けたりすることが考えられ、改正男女雇用機会均等法では「事業主は、職場におけるセクハラをなくすため必要な対策をとらなければならない。」と定めている。

●ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団（女性や人種的マイノリティー）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会等を実現することを目的とした、暫定的な措置。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいう。1994年カイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利だが、とりわけ女性の重要な人権とされている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由等が含まれる。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その

他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努

めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。